

【お知らせ】子ども医療証の切替について

見
本

18歳を迎えた年度末まで医療費の助成が受けられる**子ども医療証**をお送りします。
以下を御覧になり、御使用ください。

医療証の切替について

令和8年度に小学1年生になるお子さまにつきましては、現在お持ちの乳幼児医療証(黄色)から**子ども医療証(緑色)**に切替になりますので、新しい子ども医療証をお送りします。

※注意事項※

現在お持ちの医療証(黄色)は令和8年3月31日まで使用してください(返納は不要です)。

令和8年4月1日から、お持ちの医療証に替えて子ども医療証(緑色)を御使用ください。

【3月・4月は要注意】

医療証確認の際の注意事項▶▶



助成の範囲、医療証の使用方法、医療費請求、その他の手続について

子ども医療証(緑色)の使用方法などについては、現在お持ちの医療証(黄色)と同様の取扱いとなります。

詳しい内容は、

高松市公式ホームページ「もっと高松」

(トップページ>>くらしの情報>>子育て・教育>>手当・助成金>>子育て中の方>>子ども医療費助成)

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/hitorioya/kosodate/iryohijosei20230801.html>) ▶▶

を御覧ください。



救急医療の正しい利用のお願い

夜間診療など救急医療につきましては、本当に必要な方が安心して受診できるよう、正しい利用をお願いします。
何でも相談できる身近な「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心掛けましょう。

お知らせ

重度の障がいがある父または母が、18歳の誕生日後の最初の年度末を迎えるまでの子どもを養育している場合、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる可能性があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

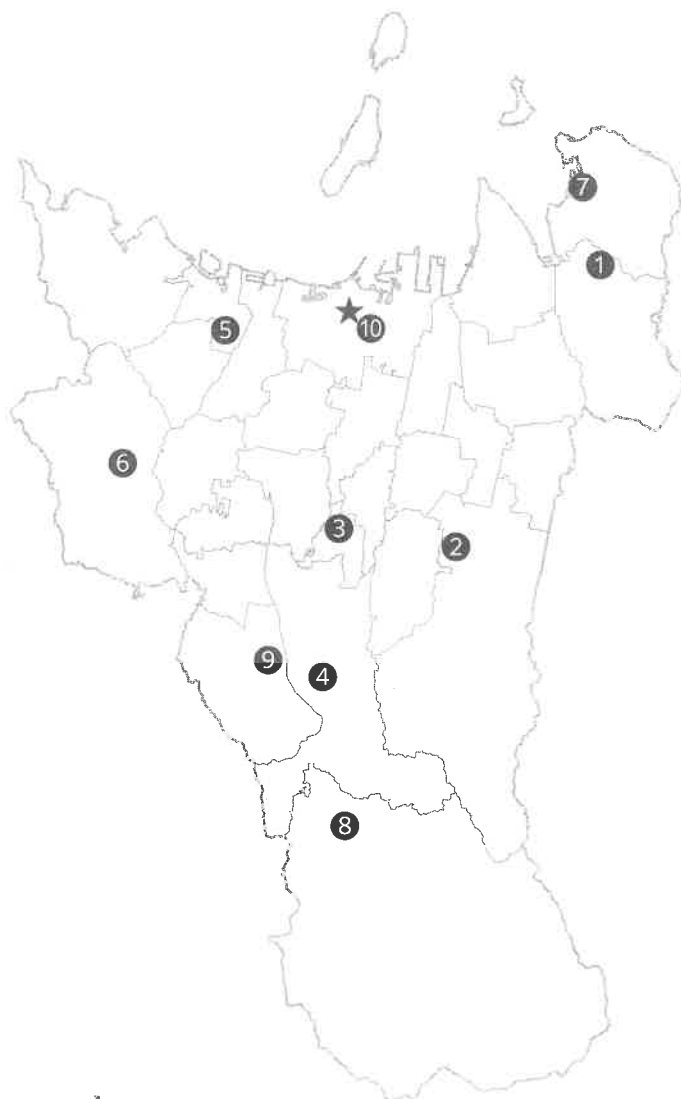
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市こども家庭課 こども医療係

TEL: 087-839-2353

高松市役所 6階 26番窓口





※お住まいの地域にある窓口に限らず、いずれの窓口でもご利用いただけます。

		住 所	電話番号
★	高松市役所こども家庭課	番町一丁目8番15号	087-839-2353
①	牟礼総合センター	牟礼町牟礼302番地1	087-845-2111
②	山田総合センター	川島本町191番地10	087-848-0165
③	仏生山総合センター	仏生山町甲218番地1	087-889-4907
④	香川総合センター	香川町川東上1865番地13	087-879-3211
⑤	勝賀総合センター	香西南町476番地1	087-882-7770
⑥	国分寺総合センター	国分寺町新居1298番地	087-874-1111
⑦	庵治支所	庵治町6393番地5	087-871-3111
⑧	塩江支所	塩江町安原下第2号1645番地	087-897-0131
⑨	香南支所	香南町由佐1172番地	087-879-3111
⑩	市民サービスセンター	常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG8階	087-863-2888

⑦～⑩は、医療証の即日発行不可 ⑩は、医療費支給申請書の県外受診のうち、領収書での受付不可

市役所・総合センター・支所の窓口受付時間

年末年始(12/29～翌年1/3)を除く 平日の8時30分から17時までです。

市民サービスセンターの窓口受付時間

年末年始(12/29～翌年1/3)を除く 平日の10時から20時まで、土・日・祝日の10時から18時30分までです。

※詳細は、高松市ホームページ『もっと高松』を御確認ください。